

# 第170回市町村職員を対象とするセミナー(行政説明資料)

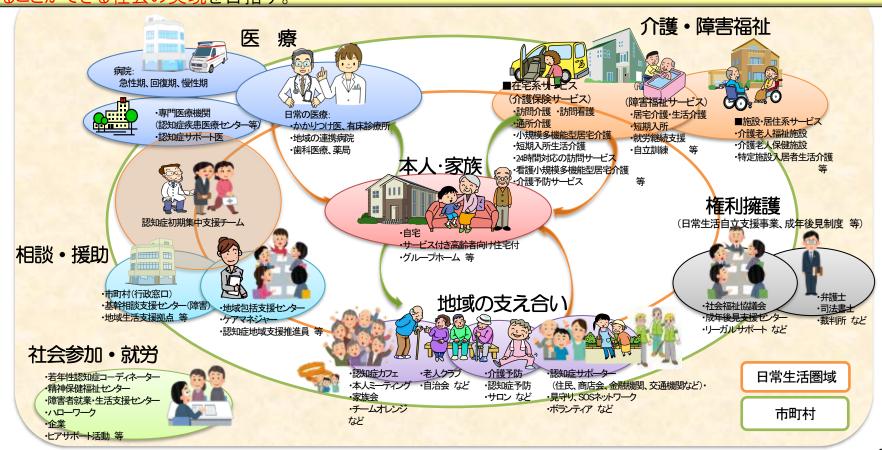
厚生労働省 老健局

認知症施策・地域介護推進課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 認知症施策の推進について

- 高齢化の進展に伴い、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、認知症の人は約700万人(65歳以上高齢者の約5人に1人)となる見込み。
- 認知症の人を単に支えられる側と考えるのではなく、<mark>認知症の人が認知症とともによりよく生きていく</mark>ことができるような環境整備が必要。
- 2025年に向け、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指す。



# 認知症施策推進大綱(概要)(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)

# 【基本的考え方】

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」※を車の両輪として施策を推進

- ※1 「共生」とは、認知症の人が、尊厳と希望を持って認知症とともに生きる、また、認知症があってもなくても同じ社会でともに生きるという意味
- ※2 「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」という意味

## コンセプト

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものとなっている。
- 生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って前を向き、力を活かしていくことで極力それを減らし、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会を目指す。
- 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることを踏まえ、予防に関するエビデンスを収集・普及し、正しい理解に基づき、予防を含めた認知症への「備え」としての取組を促す。結果として70歳代での発症を10年間で1歳遅らせることを目指す。また、認知症の発症や進行の仕組みの解明や予防法・診断法・治療法等の研究開発を進める。

#### 具体的な施策の5つの柱

## ① 普及啓発・本人発信支援

- ・企業・職域での認知症サポーター養成の推進
- ・「認知症とともに生きる希望宣言」の展開

## 2 予防

- ・高齢者等が身近で通える場「通いの場」の拡充
- ・エビデンスの収集・普及

## ③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・早期発見・早期対応の体制の質の向上、連携強化
- ・家族教室や家族同士のピア活動等の推進 等

### ④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の 人への支援・社会参加支援

- ・認知症になっても利用しやすい生活環境づくり
- ・企業認証・表彰の仕組みの検討
- ・社会参加活動等の推進

# 等

等

#### ⑤ 研究開発・産業促進・国際展開

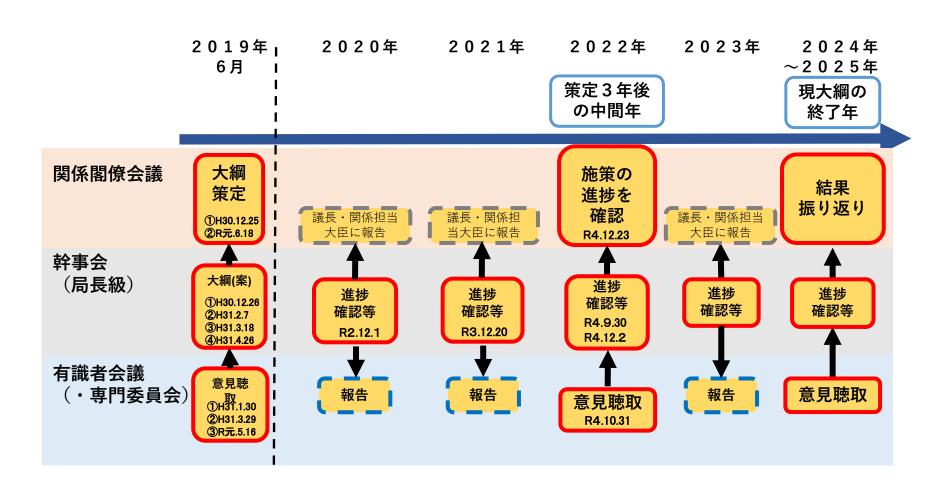
・薬剤治験に即応できるコホートの構築

# 認知症施策推進大綱のフォローアップについて

認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) 抜粋

1. 基本的考え方

本大綱の対象期間は、団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年までとし、<u>策定後3年を目途に、施策の進捗を</u>確認するものとする。



# 進捗状況の評価結果

大綱のKPIとして設定されている項目に対して、これまでの進捗状況を評価するため、次の評価基準に基づき、評価を行った。

(KPI 74件・評価項目 92件)

評価	基準内容	評価 項目
S	<b>2025年までの目標を既に達成</b> (目標値に対する達成度合いが100%以上)	25
Α	2025年までの6年間のうち <u>3年目の達成状況が100%以上</u>	12
В	2025年までの6年間のうち3年目の達成状況が60%~100%未満	11
С	2025年までの6年間のうち <u>3年目の達成状況が60%未満</u>	4
未達成	目標年度が過ぎている項目のうち、目標値に達していないもの	12
対応中	実施済であるが定性的なKPI/目標であり、継続的に対応を行っているもの	28
	合 計	92

- ※KPIを達成した項目や、目標年度を超過している項目については、新目標の設定を検討。
- ※進捗状況が低調な項目(「C」及び「未達成」の項目)については、理由と対応策を示す。
- ⇒評価が「C」や「未達成」など、進捗状況が低調であった項目については、全都道府県又は全市 町村が実施すべきとする目標が多いという状況であった。このため、よりわかりやすいコンセプト の周知徹底、好事例や留意点の情報共有などを通じ、未実施の自治体への支援を実施することとす る。

# チームオレンジの取組の推進

## **◆「チームオレンジ」とは**

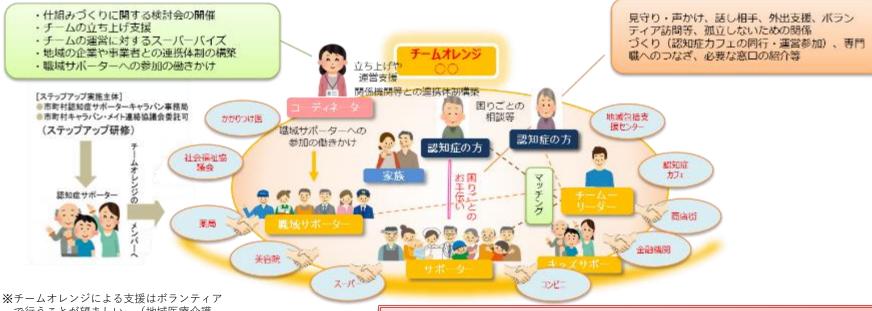
認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーター(※)を 配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーター(基本となる 認知症サポーター養成講座に加え、ステップアップ講座を受講した者)を中心とした支援者をつなぐ仕組み。

(※)認知症地域支援推進員を活用しても可

【事業名】認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業(地域支援事業交付金)

【認知症施策推進大綱:KPI/目標】2025(令和7)年

・全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備



※チームオレンシによる支援はホランティアで行うことが望ましい。(地域医療介護総合確保基金を活用した介護人材確保のためのボランティアポイントの仕組みの活用も可能)

#### チームオレンジ三つの基本

- ①ステップアップ講座修了及び予定のサポーターでチームが組まれている。
- ②認知症の人もチームの一員として参加している。 (認知症の人の社会参加)
- ③認知症の人と家族の困りごとを早期から継続して支援ができる

認知症当事者も地域を支える一員として活躍し、社会参加することを後押しするとともに、認知症サポーターの更なる活躍の場を整備

# 都道府県別 チームオレンジの設置状況

○できる範囲で手助けを行うという活動の任意性は維持しつつ、ステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み(「チームオレンジ」)を地域ごとに構築する。

【認知症施策推進大綱: KPI/目標】2025(令和7)年までに、全市町村で、本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組み(チームオレンジなど)を整備

- **令和3年度実績調査** ※認知症施策·地域介護推進課実施状況調べによる
  - 45都道府県220市町村にて、495チームが設置され、8,538名のチーム員が活動している。
  - 活動内容としては、傾聴ボランティア・相談相手、外出支援・同行支援、地域での見守り支援・自宅訪問などがあがった。

#### ~都道府県別実施状況(実施市町村数)~

都道府県	実施 市町村数	未実施 市町村数	都道府県	実施 市町村数	未実施 市町村数	都道府県	実施 市町村数	未実施 市町村数
北海道	15	164	石川県	3	16	岡山県	3	24
青森県	4	36	福井県	0	17	広島県	4	19
岩手県	2	31	山梨県	3	24	山口県	2	17
宮城県	2	33	長野県	4	73	徳島県	7	17
秋田県	2	23	岐阜県	7	35	香川県	2	15
山形県	1	34	静岡県	18	17	愛媛県	2	18
福島県	3	56	愛知県	15	39	高知県	2	32
茨城県	2	42	三重県	6	23	福岡県	4	56
栃木県	11	14	滋賀県	1	18	佐賀県	2	18
群馬県	5	30	京都府	1	25	長崎県	2	19
埼玉県	11	52	大阪府	10	33	熊本県	6	39
千葉県	7	47	兵庫県	6	35	大分県	3	15
東京都	10	52	奈良県	8	31	宮崎県	2	24
神奈川県	7	26	和歌山県	4	26	鹿児島県	2	41
新潟県	4	26	鳥取県	1	18	沖縄県	0	41
富山県	1	14	島根県	3	16	計	220	1,521

#### ~都道府県別実施状況(チーム数・チーム員数)~

都道府県	チーム数	チーム員 数	都道府県	チーム数	チーム員 数	都道府県	チーム数	チーム員 数
北海道	21	399	石川県	21	282	岡山県	3	49
青森県	4	46	福井県	0	0	広島県	5	129
岩手県	2	93	山梨県	5	97	山口県	2	18
宮城県	2	43	長野県	8	192	徳島県	7	108
秋田県	2	75	岐阜県	13	175	香川県	2	40
山形県	1	11	静岡県	40	751	愛媛県	2	49
福島県	7	122	愛知県	21	382	高知県	3	26
茨城県	3	26	三重県	13	279	福岡県	6	106
栃木県	13	406	滋賀県	1	15	佐賀県	2	43
群馬県	7	82	京都府	2	30	長崎県	2	179
埼玉県	12	163	大阪府	66	856	熊本県	8	402
千葉県	54	1,066	兵庫県	8	196	大分県	3	42
東京都	47	384	奈良県	13	261	宮崎県	2	17
神奈川県	38	547	和歌山県	5	81	鹿児島県	2	33
新潟県	11	131	鳥取県	1	4	沖縄県	0	0
富山県	1	19	島根県	4	81	計	495	8,536

# チームオレンジの実施についての根拠通知・事務連絡(Q&A)

■ 「地域支援事業実施要綱」(平成18 年6月9日付け老発第0609001号厚生 労働省老健局長通知) 別記3の3の(3)認知症サポーター 活動促進・地域づくり推進事業を参照

厚生労働省HPの掲載場所 https://www.mhlw.go.jp/content/001151721.pdf

(3) 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

#### ア目的

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みを地域ごとに整備し、認知症施策推進大綱(令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定)に掲げた「共生」の地域づくりを推進することを目的とする。

イ 実施主体

市町村。ただし、市町村は、ウの事業の全部又は一部について省令第 140条の67に基づき、市町村が適当と認める者に委託することができる。

#### ウ 事業内容

(ア) 実施体制

事業の実施に当たって、(イ)の役割を担うチームオレンジコーディネーターを地域包括支援センター、市町村本庁、認知症疾患医療センター等に1名以上配置するものとする。なお、認知症の人の数その他の状況により、認知症地域支援推進員がチームオレンジコーディネーターを兼務するなど、地域の実情に応じた柔軟な対応を行うことも可能とする。

(イ) チームオレンジコーディネーターの業務内容

地域の認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーター( 認知症サポーター養成講座に加え、より実際の活動につなげるため のステップアップ講座(「認知症サポーター等養成事業の実施につ いて」(平成18年7月12日老計発0712001号厚生労働省 ■ 「認知症サポーター活動促進・地域 づくり推進事業の取扱いについて」 (令和5年3月31日付け事務連絡)

厚生労働省 H P の掲載場所 https://www.mhlw.go.jp/content/001150728.pdf

事務連絡令和5年3月31日

各都道府県介護保険担当主管部(局) 御中

厚生労働省老健局認知症施策•地域介護推進課

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱いについて

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱いについては、「地域支援事業の実施 について」(平成18年6月9日老発0609001号厚生労働省老健局長通知)でお示ししているところ です。

このたび、各自治体からお問い合わせの多い質問について、Q&Aを作成しましたので、管内市町村等に周知を図るようお願いいたします。なお、本事務連絡の発出をもって、「認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業の取扱について」(令和2年11月17日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡)は廃止とします。

# チームオレンジの実施の際の参考となる手引き

■ 今と未来のために、認知症の本人とともに、暮らしやすい地域をつくろう あなたのまちで、あなたからアクションを!



■ 認知症になっても安心して暮らし続けられる地域づくりに向けて一本人を中心としたチームオレンジの整備一



令和 4 年度老人保健健康増進等事業「認知症の人本人の声を市町村施策に 反映する方策に関する調査研究事業」 令和 4 年度老人保健健康増進等事業「チームオレンジの整備促進に関する調査研究 |

令和 5 年法律第65号 6 月14日成立、6 月16日公布

1.目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力 ある社会(=共生社会)の実現を推進

~ 共生社会の実現の推進という目的に向け、基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく~

#### 2 基本理念

認知症施策は、**認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう**、①~⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で**障壁**となるものを**除去**することにより、全ての認知症の人が、**社会の対等な構成員**として、**地域**において**安全**にかつ**安心**して**自立した日常生活**を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して**意見を表明する機会**及び社会のあらゆる分野における活動に**参画する機会**の確保を通じて**その個性と能力を十分に発揮**することができる。
- ④ 認知症の人の**意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切**な**保健医療サービス**及び**福祉サービス**が切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が**地域**において**安心**して**日常生活**を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の**各関連分野**における**総合的な取組**として行われる。

### 3.国・地方公共団体等の責務等

国・**地方公共団体**は、**基本理念**にのっとり、認知症施策を**策定・実施する責務**を有する。

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。

**政府**は、認知症施策を実施するため必要な**法制上又は財政上**の措置その他の措置を講ずる。

※その他保健医療・福祉サービス提供者、生活基盤サービス提供事業者の責務を規定

#### 4.認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定(認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。)

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定(認知症の人及び家族等の意見を聴く。) (努力義務)

#### 5.基本的施策

#### ①【認知症の人に関する国民の理解の増進等】

国民が共生社会の実現の推進のために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深められるようにする施策

#### ② 【認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進】

- 認知症の人が自立して、かつ、安心して他の人々と共に暮らすことのできる安全な地域作りの推進のための施策
- 認知症の人が自立した日常生活・社会生活を営むことができるようにするための施策

#### ③【認知症の人の社会参加の機会の確保等】

- 認知症の人が生きがいや希望を持って暮らすことができるようにするための施策
- 若年性認知症の人(65歳未満で認知症となった者)その他の認知症の人の意欲及び能力に応じた雇用の継続、円滑な就職等に資する施策

#### ④【認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護】

認知症の人の意思決定の適切な支援及び権利利益の保護を図るための施策

## ⑤【保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等】

- 認知症の人がその居住する地域にかかわらず等しくその状況に応じた適切な医療を受けることができるための施策
- 認知症の人に対し良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスを適時にかつ切れ目なく提供するための施策
- 個々の認知症の人の状況に応じた良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるための施策

#### ⑥【相談体制の整備及び孤立への対策】

- 認知症の人又は家族等からの各種の相談に対し、個々の認知症の人の状況又は家族等の状況にそれぞれ配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするために必要な体制の整備
- 認知症の人又は家族等が孤立することがないようにするための施策

### ⑦【研究等の推進等】

- 認知症の本態解明、予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法等の基礎研究及び臨床研究、成果の普及等
- 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方、他の人々と支え合いながら共生できる社会環境の整備等の調査研究、成果の活用 等

#### 8 【認知症の予防等】

- 希望する者が科学的知見に基づく予防に取り組むことができるようにするための施策
- 早期発見、早期診断及び早期対応の推進のための施策
- ※ その他認知症施策の策定に必要な調査の実施、多様な主体の連携、地方公共団体に対する支援、国際協力

#### 6.認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする**認知症施策推進本部**を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、**認知症の人**及び**家族等**により構成される**関係者会議**を設置し、意見を聴く。

※ 施行期日等:公布の日から起算して1年を超えない範囲内で施行、施行後5年を目途とした検討

# 参考資料

# <u>認知症の人本人からの発信の支援(認知症本人大使の任命)</u>

◆ 令和元年6月に政府においてとりまとめられた「認知症施策推進大綱」において「「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使(希望宣言大使(仮称))」を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。」ことが掲げられたことを踏まえ、年代、性別のほか地域性も考慮して、令和2年1月20日に5名の「希望大使」(丹野智文さん、藤田和子さん、柿下秋男さん、春原治子さん、渡邊康平さん)を任命

認知症本人大使「希望大使」任命イベント〜私たちと一緒に希望の輪を広げよう〜を令和2年1月20日に開催



■認知症とともに生きる希望宣言 ((一社)日本認知症本人ワーキンググループが作成)

希望大使は、国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力や国際的な会合への参加、希望宣言の紹介等を行う





◆ 令和2年度以降、都道府県知事が委嘱・任命等を行う地域版の希望大使の設置を推進。 地域において、認知症の普及啓発活動やキャラバン・メイトへの協力など地域に根ざした活動を行う。 (実績)令和5年2月現在 15都府県(静岡県、香川県、大分県、神奈川県、愛知県、埼玉県、東京都、兵庫県、岐阜県、長崎県、千葉県、 高知県、愛媛県、京都府、熊本県)

# 認知症の人からのメッセージ動画 ~「希望の道」認知症とともに歩いていこう~

○ <mark>認知症の人本人が、自らの希望を語り、地域の中でそれを実際に叶えながら生き生きと過ごしている姿を伝える動画を作成</mark> (令和2、3年度 厚労省委託事業)URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/kaigo\_koureisha/ninchi/kibou.html

希望の道 - 認知症とともに生きる-



日々、自分らしく生きていく。つづけていこう、希望の道を。 認知症とともに歩いていこう。

「希望大使」や「認知症の人と家族の会」「日本認知症本人ワーキンググループ」 に協力いただき、全国の認知症の人が自分らしく前向きに認知症とともに生きてい く姿を取材しました。

認知症の人本人が自らの言葉で語り、認知症になっても希望を持って前を向いて暮らすことができている姿等を積極的に発信

# 都道府県による地域版希望大使の設置の推進

「認知症施策推進大綱」において「認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が 努める「キャラバン・メイト大使(仮称)」を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。」ことが掲げられたこと を踏まえ、 令和 2 年度以降、都道府県知事が委嘱・任命等を行う地域版の希望大使の設置を推進。

地域版の希望大使は、全国版の希望大使と協働・連携しながら、認知症の普及啓発活動やキャラバン・メイトへの協力 など地域に根ざした活動を行う。

## ◆ 厚生労働大臣が任命

- ・国が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
- ・国際的な会合への参加・希望宣言の紹介等



地域

で活躍

# 地域版

### ◆ 都道府県知事が委嘱・任命等

- ・都道府県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
- ・認知症サポーター講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力



(静岡県、香川県、大分県、神奈川県、 愛知県、埼玉県、東京都、兵庫県、 岐阜県、長崎県、千葉県、高知県、愛媛県、京都府、熊本県)

(参考) 認知症施策推進大綱 (令和元年6月18日認知症施策推進関係閣僚会議決定) 抜粋

#### 第2 具体的な施策

- 1. 普及啓発・本人発信支援
- (3) 認知症の人本人からの発信支援
- 認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、地域で暮らす本人とともに普及啓発に取り組 む。具体的には、「認知症とともに生きる希望宣言」について、「認知症本人大使(希望宣言 大使(仮称)) | を創設すること等により、本人等による普及活動を支援する。また、**認知症サ** ポーター講座の講師であるキャラバン・メイトの応援者を認知症の人が務める「キャラバン・メ イト大使(仮称) | を創設し、全都道府県へ設置することを検討する。 世界アルツハイマーデーや月間のイベント等においても、本人からの発信の機会を拡大する。





◆ 厚労省ホームページ(希望大使):https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/kaigo koureisha/ninchi/kibou.html

# 本人ミーティングを 知る



本人ミーティングとは何か、何が 大切かを伝えている本人

## ★本人ミーティングとは

認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、暮らしやすい地域のあり方を一緒に話し合う場です。

『集って楽しい!』に加えて、本人だからこその気づきや意見を本人同士で語り合い、それらを本人同士、そして地域に伝えていくための集まりです。

## ★なぜ、本人ミーティングが必要?

#### 本 人

#### 地域の人、支援関係者、行政

- ◆声をよく聴いてもらえない
- ◆わかってくれる人、仲間に出会えない
- ◆世話になる一方はつらい、役立ちたい
- ▼ 国間になる カはつらい、反立らにい
- ◆自分の暮らしに役立つ支えがない
- ◆生きていく張り合いがない
- ◆とじこもる、元気がなくなる

- ◆本人の声をよく聴いたことがない
- 今、地域で ◆本人のことが、よくわからない
  - ◆つきあい方、支え方がよくわからない
  - 本人が地域の中で元気で生きがいを もって暮らし続けるために、どんな (新しい)サービスが必要かわからない
- ○本人が仲間と出会い、思いを率直に語れる場/聴く場が、地域にあったら、 お互いに、楽に、元気になれる。

起きている

こと

(課題)

○本人が、声をもとに本人と地域の様々な人が一緒に考え活かしていくことで やさしいまちをスムーズにつくれる。

地域の現状を、みんなで一緒に、よりよく変えていこうとして 始まったのが、本人ミーティングです。

## ★本人ミーティングのねらい

○本人ミーティングは、認知症の人の視点を重視したやさしい地域づくりを 具体的に進めていくための方法です。



①本人同士が出会い、つながる

②自らの体験・希望、必要としている ことを率直に表す

#### 本人ミーティング





④本人が 地域づくりに参画する

③一人ひとりが 生きがいをもって よりよく暮らしていく きっかけにする

⑤行政や関係者が本人の声を聴く ⑥本人の体験や思いの理解を深める



- ⑦ 自分らしく暮らし続けるために本人が必要としていることを把握し、発信・共有
- ⑧ 本人視点に立ってよりよい施策や支援をいっしょに進める

(企画・立案、実施、評価、改善の一連のプロセスを本人と一緒に)

#### 参考

#### 認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)【抜粋】

- ➤ 認知症の人が住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けるために必要と感じていることについて実態調査を行う。
- ▶ 認知症の人同士の繋がりを築いて、カフェを超えた地域の中での更なる活動へと繋げていけるような認知症の人の生きがいづくりを支援する取組を推進する。
- ▶ 認知症の人やその家族の視点は、本戦略だけでなく、地方自治体レベルで認知症施策を企画・立案し、また、これを評価するに当たっても尊重されることが望ましい。認知症の人やその家族の視点を認知症施策の企画・立案や評価に反映させるための好事例の収集や方法論の研究を進め、これを発信することで全国的な取組を推進していく。

#### ニッポンー億総活躍プラン【抜粋】

▶ 認知症の人が集まる場や認知症カフェなど、認知症の人やその家族が集う取組みを2020年度までに全市町村に普及させ、こうした活動の情報を市町村や地域包括支援センターから住民に発信する。

# 本人の声を起点とした普及啓発を展開

# ■「本人にとってのよりよい暮らしガイド」

<u>~一足先に認知症になった私たちからあなたへ~</u> 診断直後に認知症の本人が手にし、次の一歩を 踏出すことを後押しするような本人にとって役に 立つガイドを、認知症当事者の団体である「一般 社団法人 日本認知症ワーキンググループ」が作



■認知症とともに生きる希望宣言 ((一社)日本認知症本人ワーキンググループが作成)



平成29年度老人保健健康増進等事業「認知症診断直後等における認知症の 人の視点を重視した支援体制構築推進のための調査研究事業」

# ピアサポーターによる本人支援の推進

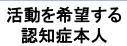
- 認知症の方やその家族は、診断直後等は認知症の受容や今後の見通しなど大きな不安を抱えているため、前向きな一歩を踏み出せるよう、心理面、生活面の早期からの支援として、認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等を把握し、認知症の方による相談支援(ピアサポート活動支援事業)を実施。
- 認知症の人の心理的な負担の軽減を図るとともに、認知症の人が地域を支える一員として活躍し、社会参加する ことを後押ししていく。

# 都道府県・指定都市の取組

- ・仕組みづくりに関する検討会の開催
- ・ピアサポーターの登録
- ・ピアサポートチームの結成















本人

# ピアサポートの活動内容

・相談支援・当事者同士の交流(本人ミーティングへの誘い・同行)等

※都道府県・指定都市は、当事者団体等へ委託することも可 ※補助対象経費は検討会、事業の運営(ピア活動の謝金、会場借料)、広報・普及等

【事業名】ピアサポート活動支援事業 (認知症総合戦略推進事業)

【目 標】2025(令和7)年までに全都道府県においてピアサポーターによる本人支援を実施

【実 績】12都県実施(2020(令和2)年度末※認知症施策・地域介護推進課実施状況調べによる

# 認知症地域支援推進員

## 医療・介護等の支援ネットワーク構築

●関係機関との連携体制の構築

●認知症ケアパスの作成・普及

## 市町村



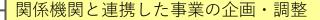


認知症 地域支援推進員

#### 【配置先】

- ○地域包括支援センター
- ○市町村本庁
- ○認知症疾患医療センター など





- ●病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援
- ●効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- ●「認知症カフェ」等の開設
- ●認知症多職種協働研修の実施
- ●社会参加活動のための体制整備
  - ・市町村が適当と認めた者による農業、商品の製造・販売、食堂の運営、 地域活動等の社会参加に対する支援

など

- ・専門家を派遣する等、利用者に対する技術・専門知識の指導・助言
- ・マルシェ等イベントの開催支援
- ●認知症の人と家族への一体的支援

## 相談支援・支援体制構築

- ●認知症の人や家族等への相談支援
- ●必要なサービスが認知症の人や家族に提供されるための調整







【事業名】認知症地域支援・ケア向上事業 (地域支援事業)

【目 標】2025(令和7)年度

- ・認知症地域支援推進員の先進的な活動の横展開
- ・全認知症地域支援推進員が新任者・現任者研修を受講



# 認知症カフェ

○ 認知症の人やその家族が地域の人や専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う場である認知症 カフェを活用した取組を推進し、地域の実情に応じた方法により普及する。

【認知症施策推進大綱:KPI/目標】認知症カフェを全市町村に普及

### 【実施状況】令和3(2021)年度実績調査

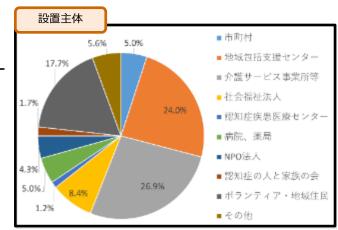
- -47都道府県1,543市町村(88.6%)にて、7,904カフェが運営されている。
- ・設置主体としては、介護サービス施設・事業者、地域包括支援センターが多く見られた。

#### 【認知症カフェの概要】

- 1~2回/月程度の頻度で開催(2時間程度/回)
- 多くは、通所介護施設や公民館等を活用
- 活動内容は、特別なプログラムを用意せず、利用者が 主体的に活動。講話や音楽イベントなどを開催している 場合もある。

#### 〇効果

- ・認知症の人 → 自ら活動し、楽しめる場所
- ・家族 → わかり合える人と出会う場所
- ・専門職 → 人としてふれあえる場所(認知症の人の 体調の把握が可能)
- ・地域住民 → つながりの再構築の場所(住民同士としての交流の場や、認知症に対する理解を深める場)







# 認知症サポーターの養成

## 【認知症サポーター】

認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での 手助けをする人

【目標值】 ◆2025(令和7)年末 1,500万人 (2023(令和5年)6月末実績 1,464万人)

◆2025(令和7)年末 企業・職域型の認知症サポーター養成数400万人

## ~各種養成講座~

## 《キャラバン・メイト養成研修》

■実施主体: 都道府県、市町村、全国的な職域団体等

■目 的 :地域、職域における「認知症サポーター養成講座」の講師役

である「キャラバン・メイト」を養成

容:認知症の基礎知識等のほか、サポーター養成講座の展開方法、 ■内

対象別の企画手法、カリキュラム等をグループワークで学ぶ。

# 《認知症サポーター養成講座》

■実施主体:都道府県、市町村、職域団体等

■対 象 者:〈住民〉自治会、老人クラブ、民生委員、家族会、防災・防犯組織 等

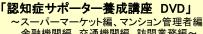
〈職域〉企業、銀行等金融機関、消防、警察、スーパーマーケット

コンビニエンスストア、宅配業、公共交通機関等

〈学校〉小中高等学校、大学、教職員、PTA等





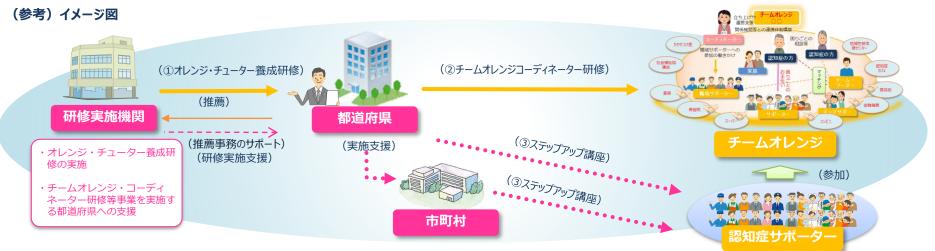




# チームオレンジに関する研修等の概要

No.	研修等	目的	対象者	主な講師	実施者	補助金等	主な内容
1	オレンジ・チュー ター養成研修	チームオレンジコーディ ネーター研修の講師を養 成	都道府県が推薦 する者(※)	研修実施機関が 選定する者	研修実施機関	認知症サポーター等推進事業	◆ステップアップ講座の組み立て方 ◆認知症高齢者の状況・ニーズ把握の方法 ◆チームオレンジの効果的な編成方法や既存の社会 資源の活用方法 ◆認知症の意思決定支援と認知症の人への接し方 ◆総合演習等
2	チームオレンジ コーディネーター 研修	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	コーディネー ター、チームオ レンジのチーム リーダー等	オレンジ・ チューター	都道府県	地域医療介護総 合確保基金(介 護従事者確保 分)	◆上記のオレンジ・チューター養成研修の内容に 沿った講義等を実施
3	ステップアップ講 座	チームオレンジのメン バーを養成	チームオレンジ への参加を希望 する認知症サ ポーター	キャラバン・メ イト等	都道府県	介護保険事業費 補助金	◆チームオレンジの支援活動の内容等に応じて地域の 実情に応じた講義等を実施 (講義の例) ・チームオレンジの意義と役割 ・認知症の人への接し方などチームオレンジで活動するた
					市町村	地域支援事業交 付金	めに必要な知識、対応スキルに関する講義 ・個人情報、プライバシーへの配慮に関する講義 ・認知症の人本人の話を聴くなど座学以外の実習や演習 ・意思決定支援に関する講義 など

(※) 都道府県ごとに2~3名程度。都道府県が適任者を選任することが困難な場合は研修実施機関が個別に相談に応ずる仕組みを設ける予定

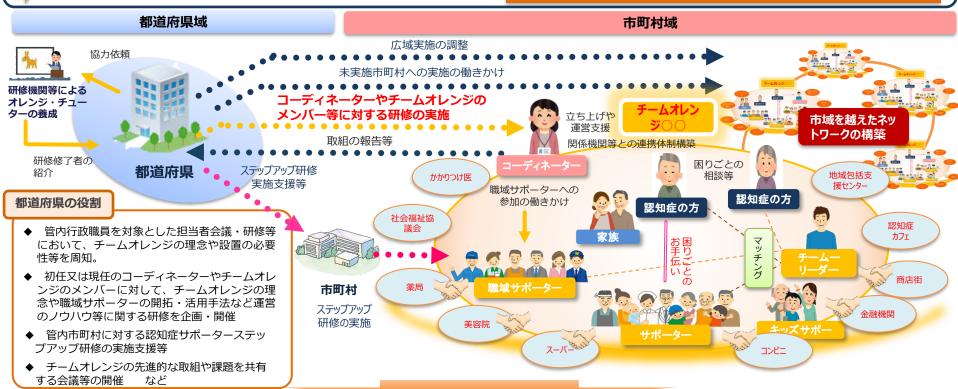


# チームオレンジコーディネーター研修等事業(都道府県)

- ◆ チームオレンジの整備・活動を推進するために市町村が配置するコーディネーター等については、認知症の人や家族を地域で支える体制を構築していく上で非常に重要な役割を担うことから、その活動の質を担保しながら整備の推進を図っていくことが重要。
- ◆ このため、各都道府県は、コーディネーター活動の基本理念や具体的なマッチングの手法等に関する知識・技術等に関する研修(研修機関等が実施)を受けたオレンジ・チューターを活用しながら、市町村が配置したコーディネーターやチームオレンジのメンバー等に対する研修などチームオレンジの市町村実施に対する側面的な支援を行うことにより、一定の活動の質を担保しながら、2025年を目標に全市町村で認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ等)の整備を目指す。

地域医療介護総合確保基金(介護従事者確保分)の支援メニューの一つとして、

チームオレンジ・コーディネーター研修等事業を実施



全国的に一定の質を担保しながら全市町村で認知症サポーターを中心とした支援チーム(チームオレンジ等)を整備

# (参考)チームオレンジコーディネーター研修 カリキュラム例

※ 研修は標準合計時間の3時間から4時間を目安に行う

	<ul><li>※ 研修は標準合計時間の3時間から4時間</li><li>目的</li></ul>	標準時間
<ul> <li>Ⅰ オリエンテーション</li> <li>1 認知症サポーターキャラバンの仕組み</li> <li>2 認知症の正しい知識の普及と支援の構造</li> <li>Ⅲ 認知症サポーターの活動推進とチームオレンジ</li> <li>1 認知症サポーターの輩出</li> <li>2 認知症サポーターの活動促進</li> <li>3 チームオレンジの基本</li> <li>4 チームによる早期からの継続支援</li> <li>Ⅲ チームオレンジの仕組み(全体図)</li> </ul>	<ul><li>①認知症サポーターキャラバンの仕組みの理解</li><li>②認知症サポーターの活動促進とチームオレンジの関係</li><li>③チームオレンジの基本を理解</li><li>④全体図からチームオレンジの仕組みを理解</li></ul>	15分
IV チームオレンジとコーディネーター 1 コーディネーターとは 2 コーディネーターの役割 3 コーディネーター研修カリキュラム	<ul><li>①チームオレンジとコーディネーターの関係、役割の理解</li><li>②コーディネーター研修内容・時間配分の理解</li></ul>	15分
V チームオレンジの立ち上げ 1 チームオレンジの立ち上げに当たって 2 立ち上げのための準備 3 チームオレンジの類型 第1類型【共生志向の標準タイプ】 第2類型【既存拠点活用タイプ】 第3類型【拠点を設置しない個別支援型】	①実際の立ち上げに際しての準備すべき事項のとらえ方 ②地域の実態調査手法(ワークシートの活用) ③チームオレンジの類型別特長の理解	60分
VI 支援メニューと支援範囲等の取り決め 外出支援/出前支援 支援の範囲と時間等 守秘義務の徹底	④チームオレンジ運営における約束事や取り決め事項の理解	
VII ステップアップ講座の実施について 講座テーマ例と参考資料 講座の組み立て例	①講座テーマと参考資料の活用 ②講座の組み立て例から組み立て方を学ぶ	20分
VIII 演習 (GW) ・発表 Vチームオレンジの立ち上げ VI支援メニューと支援範囲を参考に 実際にチーム立ち上げのシミュレーションをしてみる	実践への予習 どのようなチームを立ち上げるかグループで話し合い、模擬的 にチームオレンジを作り、発表	90分~120分